

新旧対照表

旧

工業系	(E)	健康医療福祉拠点である区域 a 建蔽率の最高限度60%以下 b 容積率の最高限度200%以下 c 建築物の用途は、指針（5）イ（ウ）に掲げるものとする。（当該施設に付属する大学、病院、事務所及びその他従業員もしくは施設利用者が利用する売店又は宿泊施設等も含めることができる。）	○周辺の景観と調和の図られた形態又は意匠とすることが望ましい。 ○当該地区内の住宅、兼用住宅、共同住宅、集会所及び寄宿舎の制限については、既存住宅地の範囲内の制限とし、新たな開発行為によって造成される宅地には含めないこととする。 ○当該地区内の幼稚園、保育所、集会所の制限については、健康医療福祉拠点内の既存病院に付属する建築物に限る。 ○（三）c 建築物以外の建築物の用途は、原則として準住居地域内において建築することができる建築物、消防法施行令別表第1(13)項ロに掲げる建築物及び回転翼航空機の保守、整備の用に供する建築物、建築基準法施行令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち、危険物の貯蔵の用に供する建築物、危険物の規制に関する政令第2条に定める貯蔵所または同政令第3条に定める取扱所の範囲内とする。（当該施設に付属する大学、病院、事務所及びその他従業員もしくは施設利用者が利用する売店又は宿泊施設等も含めることができる。）ただし、以下に掲げる建築物は除く。 建築基準法別表第2(イ)項第五号、第七号、第九号で定める巡査派出所、公衆電話所及び施行令第130条の4第一号、第三号、第四号、第五号 建築基準法施行令第130条の5の4第一号のうち税務署、警察署、保健所、消防署 建築基準法別表第2(ロ)項第二号、第三号、第五号及び畜舎 建築基準法別表第2(ハ)項第二号及び第三号 建築基準法別表第2(ニ)項第三号及び第五号 ○区域内に既存の集落等が立地している場合は、既存集落等の住環境の保護及び保全について十分配慮すること。
	(F)	a 建蔽率の最高限度60%以下 b 容積率の最高限度150%以下 c 敷地面積の最低限度500㎡以上 d 高さ制限10m以下 e 建築物等は、指針（5）ウに掲げるものとする。なお、建築基準法別表第2（カ）項に掲げる用途に供する部分の地区計画区域内の床面積の合計は、地域振興系地区整備計画面積の10%以下であって、1万㎡以下とする。	○計画する建築物のみを建築できるよう建築物等の用途の制限を地区計画に定めること。 ○周辺の景観と調和の図られた形態又は意匠とすることが望ましい。 ○当該地区周辺に景観地区がある場合は、その景観に十分配慮すること。

地域未来投資促進法（正式名称：「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」）

新

工業系	(E)	健康医療福祉拠点である区域 a 建蔽率の最高限度60%以下 b 容積率の最高限度200%以下 c 建築物の用途は、指針（5）イ（ウ）に掲げるものとする。（当該施設に付属する大学、病院、事務所及びその他従業員もしくは施設利用者が利用する売店又は宿泊施設等も含めることができる。）	○周辺の景観と調和の図られた形態又は意匠とすることが望ましい。 ○当該地区内の住宅、兼用住宅、共同住宅、集会所及び寄宿舎の制限については、既存住宅地の範囲内の制限とし、新たな開発行為によって造成される宅地には含めないこととする。 ○当該地区内の幼稚園、保育所、集会所の制限については、健康医療福祉拠点内の既存病院に付属する建築物に限る。 ○（E）c 建築物以外の建築物の用途は、原則として準住居地域内において建築することができる建築物、消防法施行令別表第1(13)項ロに掲げる建築物及び回転翼航空機の保守、整備の用に供する建築物、回転翼航空機の離着陸の用に供する工作物に付属する建築物、建築基準法施行令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、危険物の規制に関する政令第3条に定める取扱所、電気事業法に掲げる蓄電所又は変電所（ただし自家用に限る。）の範囲内とする。（当該施設に付属する大学、病院、事務所及びその他従業員もしくは施設利用者が利用する売店又は宿泊施設等も含めることができる。）ただし、以下に掲げる建築物は除く。 建築基準法別表第2(イ)項第五号、第七号、第九号で定める巡査派出所、公衆電話所及び施行令第130条の4第一号、第三号、第四号、第五号 建築基準法施行令第130条の5の4第一号のうち税務署、警察署、保健所、消防署 建築基準法別表第2(ロ)項第二号、第三号、第五号及び畜舎 建築基準法別表第2(ハ)項第二号及び第三号 建築基準法別表第2(ニ)項第三号及び第五号 ○区域内に既存の集落等が立地している場合は、既存集落等の住環境の保護及び保全について十分配慮すること。
	(F)	a 建蔽率の最高限度60%以下 b 容積率の最高限度150%以下 c 敷地面積の最低限度500㎡以上 d 高さ制限10m以下 e 建築物等は、指針（5）ウに掲げるものとする。なお、建築基準法別表第2（カ）項に掲げる用途に供する部分の地区計画区域内の床面積の合計は、地域振興系地区整備計画面積の10%以下であって、1万㎡以下とする。	○計画する建築物のみを建築できるよう建築物等の用途の制限を地区計画に定めること。 ○周辺の景観と調和の図られた形態又は意匠とすることが望ましい。 ○当該地区周辺に景観地区がある場合は、その景観に十分配慮すること。

地域未来投資促進法（正式名称：「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」）